

法 令 名	森林法（林地開発許可関係） 〔 昭和26. 6. 26法 律 第 249号 改正 平成25. 6. 14法 律 第44号 〕
制 度 の 趣 旨	森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させることが、国民生活の安定と地域社会の健全な発展にとって重要であることに鑑み、民有林における開発行為について許可制度をとることにより、森林の有する公益的機能の発揮に配慮した森林の適正な利用を確保することを目的としている。
規 制 等 内 容	（１）許可制度の対象となる森林は、森林法第５条の規定により知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林並びに保安林施設地区及び海岸保全区域内の森林は除く。）である。 （２）許可制度の対象となる開発行為 許可制度の対象となる開発行為は「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」である。（法第１０条の２第１項） 「政令で定める規模」は次のとおり ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が１ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。）の幅員が３メートルを超えるもの イ その他の行為にあつては土地の面積１ヘクタールを超えるもの （森林法施行令第２条の３）
許 可 基 準	次のいずれにも該当しないと認められるときは、これを許可しなければならない。 （法第１０条の２第２項） （１）当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。（災害の防止） （２）当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。（水害の防止） （３）当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 （水の確保） （４）当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。（環境の保全） その他徳島県林地開発許可基準による。
許 可 手 続	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[徳島県東部農林水産局] A -- 申請 --> C[徳島県総合県民局] B -- 報告 --> D[森林整備課] C -- 報告 --> D D -- 処分の決定・通知（許可又は不許可） --> A </pre> 処分の決定・通知（許可又は不許可）
照 会 先	東部農林水産局・西部総合県民局（林業振興担当）・南部総合県民局（林務・林業振興担当） 農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課（０８８－６２１－２４８１）